

2. 治験責任医師業務手順書

変更対比表

項目		変更前(第11版)	変更後(第11.1版)	変更理由
第2章	第2条	<p>第2条 治験責任医師の要件 治験責任医師は、次に掲げる要件を満たすことが必要である。</p> <p>(5)当院においては、獨協医科大学埼玉医療センター臨床研究運営委員会が開催する「臨床研究に関する倫理講習会」を受講した常勤講師以上とする。</p>	<p>第2条 治験責任医師の要件 治験責任医師は、次に掲げる要件を満たすことが必要である。</p> <p>(5)当院においては、獨協医科大学埼玉医療センター臨床研究運営委員会が開催する「臨床研究に関する倫理講習会」を受講した常勤講師以上とする。ただし、治験審査委員会が認めた場合は、特例としてこの限りではない。</p>	要件の見直しによる変更

令和2年4月1日改訂